

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

(審議会への必要的諮問以外の事項)

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出（第 38 条の 2）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、省令等改正を行うもの。

当該省令等改正のうち、審議会への必要的諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）、平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年 6 月策定）の改正を行う。

II 改正事項

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定（第 23 条の 9 の 3）
- 第二種指定電気通信設備接続料規則への特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの及び SIM カードの提供に係る接続料算定方法の規定と併せ、総務省における当該接続料の適正性の検証可能性を確保するため、当該接続料の算定根拠様式を整備（様式第 17 の 4 の 2～様式第 17 の 4 の 7）

【電気通信事業報告規則】

- 第二種指定設備設置事業者の特定関係法人による卸電気通信役務の報告事項について、役務利用管理システム及び SIM カードに関する機能、料金、提供条件等を追加

【平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）】

- 第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な次の事項について、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加
 - ①MNO 網における障害情報の通知
 - ②役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知
 - ③第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNO の接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないもの見込み額の公表
 - ④端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示
 - ⑤接続約款への記載が義務づけられた機能ごとの接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比

【MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令等改正を受けたガイドラインの改正
- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 4 号に基づき、第二種指定設備設置事業者が接続約款に記載する工事費について、頻度の高い工事は、工事単金だけではなく、工事あたりの単価を約款に記載すべき旨明確化
- 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 5 号に基づく、役務利用管理システム又は SIM カードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知について、MVNO 側で対応のために必要な準備期間を十分に確保できるよう早期に行うことに努めるよう記載
- MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO について、第二種指定設備設置事業者等の卸元事業者から得たふくそう、事故等に関する情報について、速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載

以上